



熊本県公報

第 1 1 9 0 5 号
平成 22 年 5 月 7 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 2
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定…………… (") 3

公 告

- 提案公募方式業務委託の受託者選定…………… (労働雇用課) 3
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任 (錦野土地改良区)
…………… (") 4
- 土地改良区役員の退任及び就任 (菊池台地用水土地改良区)
…………… (") 5
- 土地改良区清算人の退任 (清算法人菊水町土地改良区)
…………… (") 6
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 6
- 熊本都市計画地区計画の決定 (菊陽町・原水工業団地地区) …… (都市計画課) 6
- 熊本都市計画地区計画の決定 (菊陽町・南方上地区) …… (") 6
- 県有財産の売却…………… (管財課) 7
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告…………… (監理課) 8

登 載 依 頼

- 熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議の開催
…………… (熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会) 9
- 熊本県国民保護協議会の開催…………… (熊本県国民保護協議会) 9
- 熊本県病院事業の使用料及び手数料収納事務委託…………… (病院局総務経営課) 10
- 平成 22 年度第 1 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 10

告 示

熊本県告示第 5 2 6 号
 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
 平成 22 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センターすまいる 菊池郡大津町大林 1 027 番地	NPO 法人障がい者支援の会すまいる 菊池郡大津町大林 1027 番地 伊藤 智佳子	平成 22 年 5 月 1 日	4312210166	自立訓練 (生活訓練) 就労移行支援

熊本県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
しらゆり訪問看護事業所 熊本市本山一丁目6番15号	フラワーケアライフ株式 会社	平成22年5月10日

熊本県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
しらゆり訪問看護事業所 熊本市本山一丁目6番15号	フラワーケアライフ株式 会社	平成22年5月10日

熊本県告示第529号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。
平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する馬
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成22年5月31日（月）	午後2時から	エルパティオ牧場 （阿蘇市一の宮町）

熊本県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市天草町高浜南字牧ノ平1822番2、1823番、1825番、1826番、1828番、1829番、1854番2、1856番、1858番、1860番から1862番まで、1863番1、1863番3、1868番2、1870番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字牧ノ平1825番・1826番・1856番・1858番・1860番から1862番まで・1863番1・1863番3（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第531号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字京塚4673番1、4673番2、字里4687番4、4687番5、4688番1、4688番2、4689番1、4689番4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里4688番2、4689番4
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第249号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託する業務の概要
 - (1) 業務名
平成22年度子育て女性のための再就職支援プログラム業務（以下「業務」という。）
 - (2) 業務内容
 - ア 再就職準備セミナー（3日間）の運営
求職活動対策他、再就職に資する内容のセミナー
イのコンサルティングの説明、準備等
 - イ くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）における再就職を希望する子育て女性への就職支援を目的とした個別キャリアコンサルティングの実施
参加者1人につき2時間程度（1回当たり1時間程度）
 - ウ アンケートの実施及び取りまとめ
 - エ 就職状況等に関する追跡調査の実施
 - オ その他、上記業務の実施のために必要な業務
対象者の募集を2回行うものとし、1回の募集につき、参加者の定員は20人とする。
なお、業務内容等の詳細については、別途配布する平成22年度子育て女性のための再就職支援プログラム事業業務委託に係る企画提案募集要項及び平成22年度子育て女性のための再就職支援プログラム事業業務委託仕様書（以下「募集要項等」という。）による。
 - (3) 委託期間
契約の日から平成23年3月25日（金）まで
- 2 企画コンペ参加希望者の要件
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。
 - (1) 団体に関する要件
 - ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動実績が1年以上あること。
 - イ アの活動実績を報告書として提出できること。
 - ウ 業務についての守秘義務を遵守できること。
 - エ 次のいずれの事項にも該当しないこと。
（ア）宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体
（イ）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
（ウ）暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体
 - オ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。
 - (2) 人員に関する要件
団体にキャリアコンサルティング等を行う者（以下「コンサルタント」という。）が3人以上在籍することとし、次のアの要件を満たすこと。また、そのうち少なくとも3人のコンサルタントはアの要件に加えてイの要件も満たすこと。

- ア 厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格した者であること。
- イ センター若しくはその他の機関において、キャリアコンサルティングの経験が年間30ケース以上あること。
- 3 募集要項等の配布
 - (1) 配布期間
平成22年5月7日（金）から5月14日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日を除く。）
 - (2) 配布場所
熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
（電話096-355-4309）
- 4 受託者の選定方法
応募書と企画コンペ（プレゼンテーション）により選定する。
- 5 評価方法
評価の対象となる項目は、団体等に関する評価、企画内容に関する評価及び見積価格に関する評価の3項目とする。団体等に関する評価は、資格、実績等、定量化が可能な項目について採点する（配点30点満点）。企画内容に関する評価では、応募書類、プレゼンテーション結果に基づき採点する（配点40点満点）。見積価格に関する評価は、見積価格に基づき評価点を算出し、採点する（配点30点満点）。
- 6 応募書類の提出
平成22年5月21日（金）午後5時までに所定の様式により応募書類を「8 問い合わせ先」記載のセンターに提出するものとする。（持参の場合は土日を除く。）
- 7 企画コンペ（プレゼンテーション）の実施
 - (1) 日時
平成22年5月28日（金）午後1時30分から午後5時までの間の30分間程度（応募者数によって変更の可能性あり）
 - (2) 場所
熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階
熊本県くまもと県民交流館パレア 会議室2
詳細については、別途配布する募集要項等による。
- 8 問い合わせ先
熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
（電話096-355-4309）

熊本県公告第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営菊池東部地区土地改良事業（暗渠排水）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営菊池東部地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年5月10日から平成22年6月4日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第251号

菊池郡大津町に事務所を置く錦野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	中野 義一	菊池郡大津町大字外牧350番地
就任 理事	古庄 敏昭	菊池郡大津町大字外牧382番地

熊本県公告第 2 5 2 号

菊池市に事務所を置く菊池台地用土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 2 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	上野 英二	菊池市袈裟尾 5 9 6 番地
理事	中山 英俊	菊池市木柑子 3 4 9 番地 1
理事	宮本 和人	菊池市七城町亀尾 5 7 番地
理事	安武 俊右	菊池市旭志伊萩 6 5 6 番地
理事	中村 輝雄	菊池市旭志麓 1 5 0 0 番地 1
理事	中山 公博	菊池市泗水町福本 1 3 5 1 番地 2
理事	坂本 咲栄樹	菊池市泗水町田島 1 5 7 4 番地
理事	本田 一臣	菊池郡大津町 4 1 7 番地
理事	中嶋 鐵夫	合志市幾久富 9 1 4 番地
理事	木永 誠一	合志市上庄 1 1 7 7 番地
理事	末永 泰博	合志市合生 2 3 3 2 番地
理事	齋藤 登	山鹿市方保田 1 7 4 4 番地 1
理事	平井 順一	山鹿市菊鹿町池永 4 0 2 番地
理事	平井 正剛	山鹿市鹿本町御宇田 2 0 2 3 番地
理事	前田 博文	山鹿市鹿央町広 3 9 8 2 番地
理事	澤田 公俊	熊本市植木町古閑 1 1 6 3 番地
理事	福村 三男	菊池市隈府 4 7 3 番地 3 1
理事	中嶋 憲正	山鹿市鹿本町石渕 5 9 3 番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大津 8 4 6 番地
理事	大住 清昭	合志市野々島 3 2 4 7 番地
理事	藤井 修一	熊本市植木町一木 6 7 0 番地 1 2
監事	西口 陽二郎	菊池市七城町砂田 1 0 8 9 番地
監事	吉本 政幸	山鹿市鹿央町千田 8 5 8 番地
監事	高本 信男	菊池市隈府 9 4 6 番地 1 8
監事	菊川 實	熊本市植木町広住 5 7 7 番地 4
就任		
理事	上野 英二	菊池市袈裟尾 5 9 6 番地
理事	宮川 隆	菊池市森北 1 5 2 4 番地
理事	村上 隆男	菊池市七城町台 6 1 番地
理事	山代 正治	菊池市旭志伊萩 5 5 3 番地
理事	中尾 正弘	菊池市旭志伊坂 2 2 4 番地
理事	吉井 正剛	菊池市泗水町永 3 3 7 7 番地
理事	福嶋 俊一	菊池市泗水町南田島 1 0 9 0 番地 1
理事	本田 一臣	菊池郡大津町杉水 3 0 3 番地
理事	稲倉 隆夫	合志市豊岡 2 4 0 4 番地
理事	緒方 實	合志市福原 2 1 2 6 番地
理事	高島 一久	合志市野々島 3 0 3 9 番地
理事	奥村 齋	山鹿市方保田 4 0 番地
理事	元田 初男	山鹿市菊鹿町松尾 1 2 1 3 番地
理事	財津 公明	山鹿市鹿本町御宇田 1 9 6 8 番地
理事	前田 博文	山鹿市鹿央町広 3 9 8 2 番地
理事	高宗 徳雄	熊本市植木町清水 1 9 7 2 番地 1
理事	福村 三男	菊池市隈府 4 7 3 番地 3 1

理事	中嶋 憲正	山鹿市鹿本町石渕593番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大津846番地
理事	大住 清昭	合志市野々島3247番地
理事	藤井 修一	熊本市植木町一木670番地12
監事	栗原 康敏	菊池市七城町加恵178番地3
監事	永田 光雄	菊池郡大津町矢護川3014番地2
監事	吉本 政幸	山鹿市鹿央町千田858番地
監事	上田 義春	熊本市植木町古閑1210番地1

熊本県公告第253号

玉名郡和水町に事務所を置く清算法人菊水町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
前淵 治	玉名郡和水町用木1752番地3
水上 節雄	玉名郡和水町蜻浦140番地3
益永 静守	玉名郡和水町瀬川907番地2
坂本 直士	玉名郡和水町原口1250番地
深草 了之	玉名郡和水町久井原2485番地
松井 征剛	玉名郡和水町焼米916番地2

熊本県公告第254号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字原水3520番地
- 2 築造者の氏名 高木博美
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字南出口1137番2の一部、同1137番3、同1138番2の一部、同1139番3及び里道
- 4 道路の幅員 4.00から5.73メートルまで
- 5 道路の延長 34.03メートル
- 6 指定年月日 平成22年3月31日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第167号

熊本県公告第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（原水工業団地地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（南方上地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第257号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

第1号物件

熊本市京塚本町1807番11
土地宅地 244.33平方メートル
最低売却価格20,400,000円

第2号物件

熊本市京塚本町1807番40
土地宅地 249.39平方メートル
最低売却価格21,300,000円

第3号物件

熊本市京塚本町1807番16
土地宅地 236.89平方メートル
最低売却価格19,800,000円

第4号物件

熊本市京塚本町1766番2
土地宅地 155.83平方メートル
最低売却価格13,600,000円

第5号物件

熊本市京塚本町1766番23
土地宅地 155.38平方メートル
最低売却価格14,200,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122

4 入札期日及び場所

- 第1号物件 平成22年6月24日（木） 午前10時
- 第2号物件 平成22年6月24日（木） 午前11時
- 第3号物件 平成22年6月24日（木） 午後1時30分
- 第4号物件 平成22年6月25日（金） 午前10時
- 第5号物件 平成22年6月25日（金） 午前11時

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

5 開札期日 入札終了後即時

6 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成22年6月16日（水）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

8 契約締結期限

- 第1号物件、第2号物件及び第3号物件 平成22年7月7日（水）午後5時
- 第4号物件及び第5号物件 平成22年7月8日（木）午後5時

9 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

10 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊

- 本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話096-333-2122)

熊本県公告第258号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2の規定に基づき、建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者は、公告の日から30日以内に申し出られたい。

平成22年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 株式会社新和
熊本市花園5-4-24
代表取締役 山口 和久
熊本県知事許可(般、特-19)第01158号
 - (2) 森尾塗装
熊本市九品寺5-14-34
代表 森尾 修
熊本県知事許可(般-17)第06120号
 - (3) 有限会社堀本土木
八代市豊原下町4423
代表取締役 堀本 里美
熊本県知事許可(般-18)第07300号
 - (4) 光進電気工事株式会社
熊本市小山2-4-40
代表取締役 酒井 光明
熊本県知事許可(般-17)第12378号
 - (5) 株式会社新響栄社
熊本市健軍4-1-5
代表取締役 島村 宜和
熊本県知事許可(般-17)第12663号
 - (6) 株式会社三和開発
熊本市花園5-4-24
代表取締役 山口 和久
熊本県知事許可(般-18)第13028号
 - (7) 有限会社エクシオ平島
熊本市八王寺町16-48
代表取締役 平島 富士雄
熊本県知事許可(般-17)第15028号
 - (8) 有限会社サンライト
熊本市龍田町弓削646-67
代表取締役 佐藤 幸男
熊本県知事許可(般-17)第15047号
 - (9) 有限会社中生建設
熊本市新南部5-5-51
代表取締役 中村 勲
熊本県知事許可(般-18)第15127号
 - (10) 株式会社都技建
熊本市大窪5-5-34
代表取締役 都甲 厚雪
熊本県知事許可(般-19)第15385号
 - (11) 有限会社岩本組
熊本市健軍3-37-8
代表取締役 岩本 正一
熊本県知事許可(般-19)第15396号
 - (12) 有限会社五色工房
熊本市小山2-4-21
代表取締役 山本 五井
熊本県知事許可(般-17)第16033号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

登 載 依 頼

熊本県防災会議公告第3号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第2号

熊本県水防協議会公告第2号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年5月7日

熊本県防災会議会長 蒲 島 郁 夫
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長 蒲 島 郁 夫
熊本県水防協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成22年5月18日（火）
午前10時から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
 - (1) 審議事項
 - ア 熊本県地域防災計画修正案について
 - イ 熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 - ウ 熊本県水防計画修正案について
 - エ 質疑
 - (2) NTT西日本熊本支店の防災に関する取組について（仮題）
 - (3) 梅雨期の見通しについて
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県防災会議事務局（熊本県総務部危機管理・防災消防総室）
（電話096-333-2115）

熊本県国民保護協議会公告第1号

熊本県国民保護協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年5月7日

熊本県国民保護協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成22年5月18日（火）
午前11時から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
 - (1) 報告事項
 - ア 熊本県国民保護計画の変更について
 - イ 平成21年度の取組及び平成22年度の計画について
 - (2) 有事における国民の保護のための日赤の対応について
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部危機管理・防災消防総室
（電話096-333-2112）

熊本県病院局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成22年5月7日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

- 1 委託の内容
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成22年3月10日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号

平成22年度第1回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年5月7日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成22年5月19日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題
平成22年4月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）